

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 減価償却できる絵画とできない絵画

Q：当社は、この度、30号の大きさの絵画を50万円で購入しました。この絵画は複製品ではありませんが、減価償却の対象になるのでしょうか。

A：号あたりの取得価額が2万円未満になりますので、その作者が美術年鑑に掲載されていない限り、減価償却の対象になります。

#### 【解説】

固定資産のうち、時の経過とともに価値が減少しないものについては、減価償却をすることができません。

絵画は、通常時の経過によりその価値が減少するとは認められないため、原則として減価償却資産に該当しません。

しかし、その絵画が複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものとか、また、美術年鑑に掲載されていない作者により制作されたもので、書画骨とうに該当するかどうか明らかでないものである場合には、その号あたりの取得価額が2万円未満であれば、減価償却資産として取り扱うことができます。

また、絵画以外の美術品等についても、書画、骨とうに該当するかどうか明らかでないものについては、その取得価額が1点20万円未満であれば、減価償却資産として取り扱うことができます。

